

酒田市船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 酒 田 市

事 業 名 : 船 舶 運 航 事 業

策 定 日 : 令 和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令 和 2 年 度 ~ 令 和 11 年 度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用(全部適用・一部適用)・法非適用の区分	法非適用		
職 員 数	8人	年 間 輸 送 人 員 数	23千人
営 業 航 路	39.3km	在 籍 船 舶 数	1隻
運 航 路 線 数	1本	平 均 船 齢	10年
年 間 運 航 キ ロ	22千km	乗 船 効 率 * 1	18%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上 限 認 可	平 成 5 年 3 月 16 日	
実 施	平 成 5 年 4 月 1 日	主 な 運 賃 は 別 紙 1 の と お り

(3) 料金水準の検討

本市の船舶運航事業における運賃は、平成5年4月に改定後、消費税率改正に伴う改定を行ったものの、運賃自体の改定は行っていない状況である。料金改定については、必要に応じて検討していく。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29	62,180千円	H30	63,767千円	R1	57,868千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29	70%	H30	68%	R1	81%
純 損 益 (又は実質収支) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29	0千円	H30	0千円	R1	0千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	H29	-%	H30	-%	R1	-%

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

旅客数及び取扱貨物数が減少しており、運賃収入が少ないため、国及び県からの補助金、一般会計からの繰入金により収支の均衡を保っている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

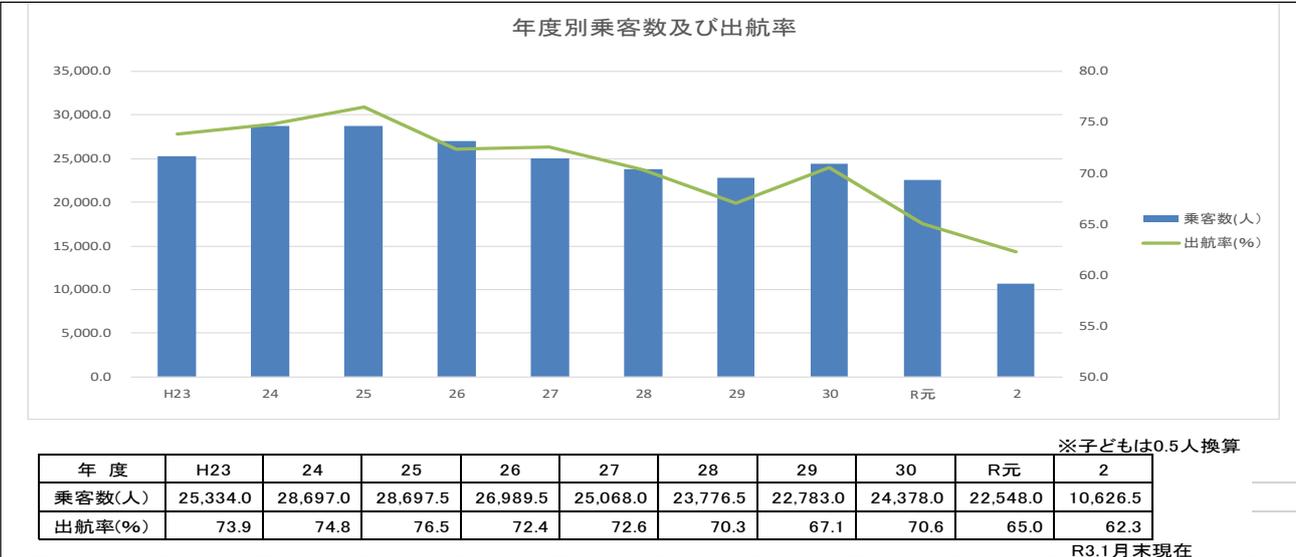
資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) × 100

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

利用者数は、平成26年度以降減傾向にあるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により激減した。今後は、令和3年度まで同程度の影響が続き、4年度以降緩やかに増加、6年度には元年度実績の8割程度まで回復、7年度以降は同水準で推移するものと見込んでいる。



(2) 料金収入の予測

料金収入については、主に旅客運賃や貨物運賃であるが、上記の「(1)利用者数の予測」と同様に、令和3年度までは新型コロナの影響により大幅な減収、令和4年度以降は緩やかに増加、6年度には元年度実績の8割程度に回復、7年度以降は同程度で推移していくものと試算する。

なお、令和6年度と11年度は、5年に一度の船舶定期検査に伴う代船運航期間の長期化により、100万円程度の減少を見込んでいる。

(3) 船舶更新時期の見通し

本市船舶運航事業においては、平成22年就航の定期船「とびしま」(旅客定員230名、総トン数253t、軽合金製)1隻を所有している。「とびしま」が就航する前の「ニューとびしま」(旅客定員300名、総トン数223t、鋼製)は、平成元年から22年まで21年間就航した。

「とびしま」についても、就航から10年が経過しているが、適切な保守整備を行うことにより長寿命化を目指していく。

3. 経営の基本方針

酒田～勝浦航路は、本土と島を結ぶ唯一の公共交通機関であり、島民と観光客等の輸送と生活物資、飛島の漁獲物の等の運送、島民の生活と福祉を守る、なくてはならないものである。

今後も本市による公営の体制を維持しながら、安全運航の徹底、利便性の向上、飛島振興策との連携強化、事務事業の効率化など、持続的な運営体制を構築していく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙2のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

現時点では、大きな投資事業はない見通しである。

②収支計画のうち財源についての説明

料金収入については、「2. 将来の事業環境(2)料金収入の予測」に記載したとおり。
営業外収益のその他については、国や県から交付される補助金のほか、貸切クルーズによる船舶使用料などを計上。令和7年度は、前年の5年に一度の船舶定期検査経費が国の補助金に参入されるため、その分増額計上している。
収益的収入の他会計繰入金および資本的収入の他会計補助金については、一般会計からの繰入金を計上しており、この繰入金により収支の均衡を図っている。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与費については、現行の職員体制(船員11名、作業員5名、事務員4名)を維持するもの。
営業費用のその他については、維持管理費を計上。燃料費や修繕費は、価格変動等により予測困難であるため、船舶定期検査実施の令和6年度と11年度に修繕費を増額するほかは、全体としてほぼ同水準で推移するものと見込んでいる。
地方債償還金については、建物(酒田市定期航路事業所)建造及び船舶建造に係る借入分であり、令和4年度に建物、7年度に船舶の償還が終了する予定である。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本市船舶運航事業における経営戦略については、以下のとおり事後検証、改定等を行う。 ・進捗管理…毎年度、決算に合わせ集約。計画と実績の剥離については、検証・対応策を検討した上で、翌年度予算に反映させる。 ・計画改定…5年を目途に改定する。
---------------------	--